平成３１年度　青少年のネット非行・被害対策情報　＜児童・生徒向け 第３号＞
差出人：福井県安全環境部県民安全課
送信日：2019/4/22

警察庁資料 「STOP！ネット犯罪」より②

～知ってますか？ネットにまつわる犯罪～

◇ 非行事例　　不正アクセスなど子供による犯罪も発生！！

CASE1 ネットの中傷で逮捕

少年（１８歳）は、１年以上にわたりＳＮＳに男子高校生（１８歳）を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、少年は逮捕された。

たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることになります。

刑法：名誉棄損

CASE2 軽い気持ちでやっていた

男子高校生（１６歳）は、国際的ハッカー集団に憧れてＳＮＳサイト等を模したフィッシングサイトをインターネット上に公開し、当該サイトを閲覧した者のＩＤやパスワードを不正に取得し、逮捕された。

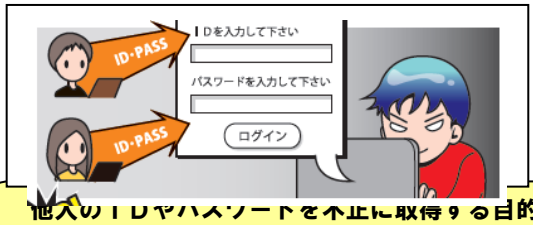

他人のＩＤやパスワードを不正に取得する目的でフィッシングサイトを公開することは違法です。

不正アクセス禁止法違反

CASE3 いたずらしようと思って

少年ら（１４歳～１９歳）は、フリーマーケットアプリに出品されていたコンピュータウイルスの入手マニュアルを購入し、同ウイルスをいたずら目的で取得した。

コンピュータウイルスは誰かに感染させる目的で持っているだけで犯罪になります。安易な気持ちで取得してはいけません。

不正指令電磁的記録取得

CASE4 子供が誘うのも犯罪です

男子高校生（１５歳）は、出会い系サイトに「高校生です。Ｈなことしてくれる女友達募集中です。」などと書き込みをした。

出会い系サイトに人を児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反

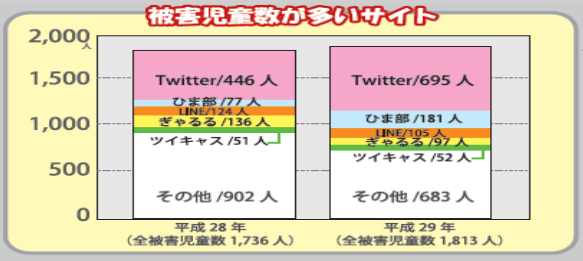

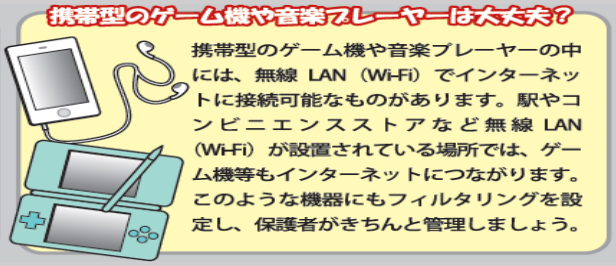

＜参考＞・警察庁「STOP！ネット犯罪ー知っていますか？ネットにまつわる犯罪」
https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/news_2019_stop_cyber_crime.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。
【担当】福井県安全環境部県民安全課
☎:0776-20-0745（直通）　メール：kenan@pref.fukui.lg.jp